

1 高齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

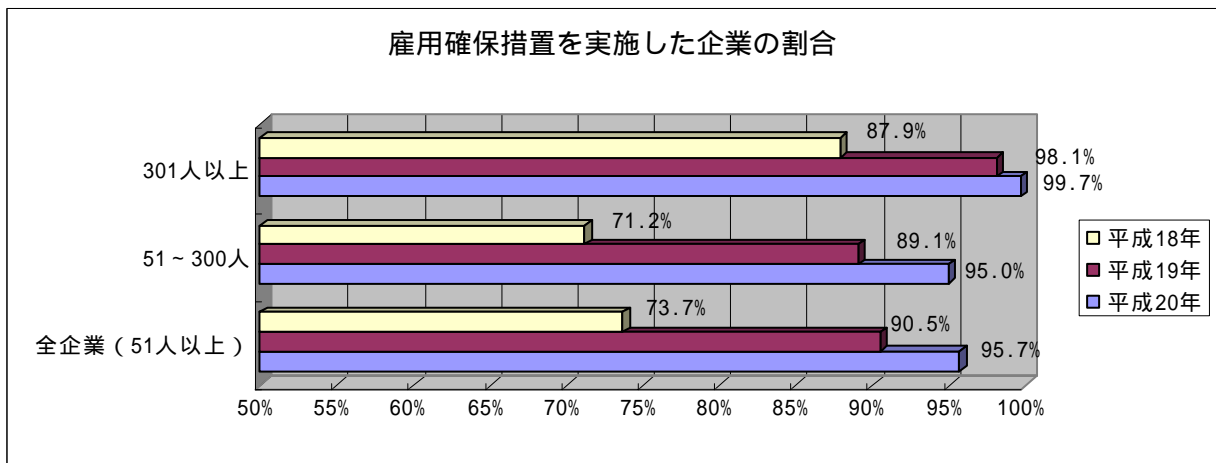
高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は95.7%（4,308社）、前年比5.2ポイントの増加となっている。

一方、雇用確保措置を未実施である企業の割合は4.3%（194社）、前年比5.2ポイントの減少となっている。

このように、企業における雇用確保措置は着実に進展している（別紙表1）。

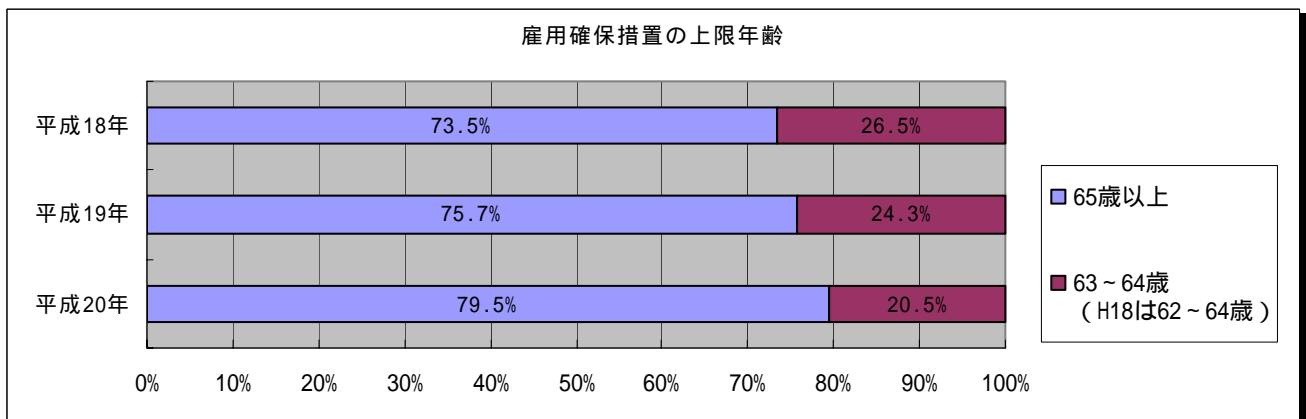
(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では99.7%（696社）、前年比1.6ポイントの増加、中小企業では95.0%（3,612社）、前年比5.9ポイントの増加となっており、大企業のほとんどが雇用確保措置を実施し、また、中小企業の実施状況も着実に進展している（別紙表1）。



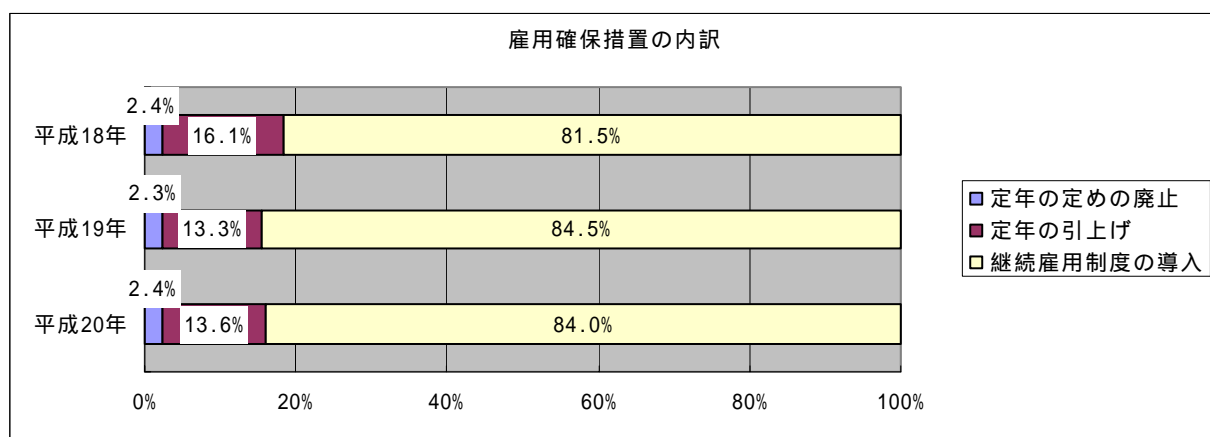
(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である63歳又は64歳を上限年齢とした企業は20.5%（882社）となる一方、法の義務化スケジュールより前倒しして65歳以上を上限年齢とした企業（定年の定めのない企業を含む。）は79.5%（3,426社）、前年比3.8ポイントの増加となっている（別紙表3-1）。



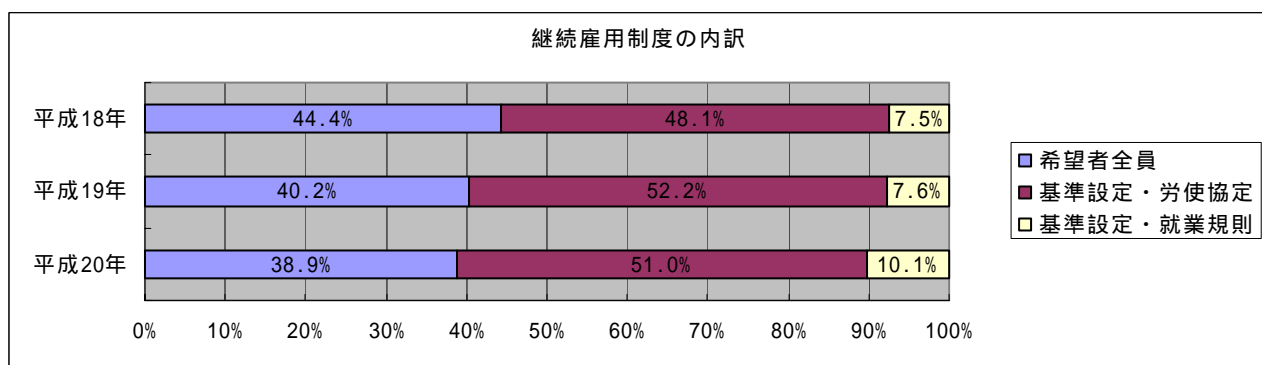
(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、「定年の定めの廃止」の措置を講じた企業は2.4%(103社)、「定年の引上げ」の措置を講じた企業は13.6%(586社)、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は84.0%(3,619社)となっている(別紙表3-2)。



(5) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度を導入した企業(3,619社)のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は38.9%(1,407社)、対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は51.0%(1,846社)、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は10.1%(366社)となっている(別紙表3-3)。



(6) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合

希望者全員が65歳以上まで働ける企業(定年の定めの廃止、65歳以上定年、希望者全員65歳以上継続雇用制度の導入のいずれかを実施)の割合(全企業中)は39.8%(1,790社)、前年比2.2ポイントの増加となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では42.7%(前年比2.1ポイント増加)、大企業では23.6%(前年比2.5ポイント増加)となっている(別紙表4)。

(7) 「70歳までの雇用確保措置を実施した企業」の割合

「70歳まで働ける企業」(定年の定めの廃止、70歳以上定年、希望者全員70歳以上・基準該当者70歳以上継続雇用制度の導入のいずれかを実施)の割合(全企業中)は13.3%(599社)、前年比2.9ポイントの増加となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では14.3%(前年3.1ポイント増加)、大企業では7.7%(前年1.5ポイント増加)となっている(別紙表5)。